

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の2の規定に基づき、海上自衛隊及び防衛大学校の使用する船舶の国籍を証明する書類等の発行等に関する訓令を次のように定める。

昭和35年10月28日

防衛庁長官 江崎 真澄

陸上自衛隊及び海上自衛隊の使用する船舶の国籍を証明する書類等の発行等に関する訓令

改正 昭和38年1月9日庁訓第1号
昭和47年6月14日庁訓第33号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成29年1月13日省訓第1号
平成29年11月13日省訓第59号

（目的）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（以下「艦船等」という。）の国籍を証明する書類及び艦船等であることを証明する書類の発行等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「陸上幕僚長等」とは、陸上幕僚長、海上幕僚長又は防衛大学校長をいう。

2 この訓令において「証書」とは、自衛隊法施行規則別表第8に規定する国の所有に属する艦船等に備え付ける艦船国籍証書、艦船等国籍証書及び艦船等国籍票、アメリカ合衆国から貸与を受けた艦船に備え付ける艦船証書及び艦船票並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第2項第5号に規定する事業契約により用船する自衛艦（以下「PFI自衛艦」という。）に備え付ける艦船証書をいう。

（証書における自衛艦及び支援船等の区別）

第3条 自衛隊法施行規則別表第8における自衛艦、支援船及び支援船等の区別については、陸上自衛隊の所属（国の所有に属する艦船等にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）又は物品管理法（昭和31年法律第113号）の規定に基づく所属をいい、アメリカ合衆国から貸与を受けた艦船及

びPFI自衛艦にあっては物品管理法の規定に基づく所属をいう。以下同じ。)に属する艦船等は支援船等とし、海上自衛隊の所属に属する艦船等は海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令(昭和35年海上自衛隊訓令第30号。以下「船舶区分訓令」という。)第2条に規定する自衛艦及び支援船とし、防衛大学校の所属に属する艦船等は支援船とする。

(艦船等の原簿)

第4条 陸上幕僚長等は、艦船等につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により原簿を作成して保管しなければならない。

- (1) 国の所有に属する艦船等 別表第1
- (2) アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された艦船 別表第2
- (3) PFI自衛艦 別表第3

(証書の発行の上申)

第5条 陸上幕僚長等は、新たに艦船等となるものがあるときは、防衛大臣に対し、当該艦船等の原簿の案を添えてあらかじめ証書の発行を上申しなければならない。

(証書の交付)

第6条 陸上幕僚長等は、防衛大臣が証書を発行した場合には、速やかにこれを当該艦船等の長(艦船等の長の定めがない場合には陸上幕僚長等の指定する者。以下「艦船等の長等」という。)に交付しなければならない。

(証書の交付台帳)

第7条 陸上幕僚長等は、台帳を作成し、証書の交付に関する必要事項を記入しておかななければならない。

(証書の備えつけ)

第8条 艦船等の長等は、当該証書を艦船等に備えつけなければならない。

(証書の書換発行)

第9条 陸上幕僚長等は、艦船等の改造その他の理由により、原簿の記載事項に変更を生じたときは、防衛大臣に対し、当該原簿の変更案を添えて新たな証書の発行を上申しなければならない。

(証書の再発行)

第10条 陸上幕僚長等は、証書が汚損又は滅失したときは、防衛大臣に対し、当該証書の再発行を上申しなければならない。

(証書の書換交付及び再交付)

第11条 第6条の規定は、第9条及び第10条の規定に係る証書の交付について準用する。

(証書の返納)

第12条 艦船等の長等は、当該艦船等の証書が不用となったときは、これを陸上幕僚長等に返納しなければならない。

(艦船等の原簿の閉鎖)

第13条 陸上幕僚長等は、証書の返納があったときは、当該原簿を閉鎖しなければならない。

(委任規定)

第14条 この訓令の実施に関して必要な事項は、陸上幕僚長等が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和35年12月1日から施行する。
- 2 海上自衛隊の使用する船舶の国籍を証明する書類等の発行等に関する訓令(昭和33年海上自衛隊訓令第20号。次項において「旧訓令」という。)は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、現に旧訓令の規定により作成した原簿又は交付した証書は、この訓令の相当規定により作成した原簿又は交付した証書とみなす。

附 則(昭和38年1月9日庁訓第1号)

この訓令は、昭和38年1月9日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則(昭和47年6月14日庁訓第33号)

この訓令は、昭和47年6月25日から施行する。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)(抄)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成29年1月13日省訓第1号)

この訓令は、平成29年1月13日から施行する。

附 則(平成29年11月13日省訓第59号)

この訓令は、平成29年11月13日から施行する。

別表第1

国の所有に属する艦船等の原簿

| 区分 | 番号 | 造船所 | 起工 | 進水 | しゅん工 | 防衛省に引き渡された年月日 | 前所有者 |
|----|----|-----|-----|-----|------|---------------|------|
| | | | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | |
| | | | | | | | |

| | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 信号符字 | | | | | |
| 種 別 | | | | | |
| 名 称 | | | | | |
| 船 質 | | | | | |
| 全 長 | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| 最 大 幅 | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| 喫 水 | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| 排 水 量 | トン | トン | トン | トン | トン |
| 機関の種類及び数 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| 搭載人員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 作成年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 記 事 | | | | | |
| 索引 | 名 称 | | | | |
| | 交付番号 | | | | |

(記載要領)

- 1 「区分」には、自衛艦、支援船又は支援船等の区別を記入する。
- 2 陸上自衛隊の所属に属する艦船等については、「種別」には陸上幕僚長が定める種別を記入する。
海上自衛隊の所属に属する艦船等については、「番号」、「種別」及び「名称」には船舶区分訓令の定めるところにより防衛大臣又は海上幕僚長が定めた番号、種別及び名称を記入する。
防衛大学校の所属に属する艦船等については、「種別」には船舶区分訓令別表第1海上自衛隊の使用する船舶の区分等（支援船）の種別に準じて防衛大学校長が定めた種別を記入する。
- 3 「信号符字」には、防衛大臣が定めた信号符字を記入する。
- 4 「船質」には、次の各号に掲げる区別により船体の材質を記入する。
 - (1) 鋼
 - (2) 木
 - (3) 軽合金
 - (4) 鉄筋木皮
 - (5) アルミ骨木皮
 - (6) その他特殊なもの
- 5 「全長」には、基本設計（基本設計の明らかでない船舶については証書の記載事項を証するに足りる書面。以下「基本設計」という。）の全長を記入する。この場合において、メートルを単位とし、全長が50メートルを超える

- ものにあつては小数第1位を、50メートルに満たないものにあつては小数第2位をそれぞれ4捨5入して記入する。
- 6 「最大幅」には、基本設計による最大幅を記入する。この場合において、メートルを単位とし、小数第2位は4捨5入する。
- 7 「喫水」には、基本設計による常備排水量に相当する平均喫水を記入する。この場合において、メートルを単位とし、小数第2位は4捨5入する。ただし、「喫水」の定めのない場合にあつては、基本設計による深さを記入し、「(深さ)」と付記する。
- 8 「排水量」には、基本設計による基準排水量を次の各号によりそれぞれ整理して得た数値をトン単位として記入する。ただし、陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。)にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、総トン数を小数第2位を4捨5入して記入し、「排水量」に代えて「総トン数」と記載する。海上自衛隊(防衛大学校を含む。)の使用する船舶にあつて、排水量の定めのない場合にあつては、基本設計による載貨重量を次の各号により整理して記入し、「(載貨重量)」と付記する。
- (イ) 10トンに満たない場合には、小数第2位を4捨5入する。
- (ロ) 10トンを越え30トンに満たない場合には、小数第1位を4捨5入する。
- 。
- (ハ) 30トンを越え100トンに満たない場合には、その数値以下の最も近い数値で5の倍数となるように端数を切り捨てる。(記載例39トンの場合は35トン、34トンの場合は30トン、98トンの場合は95トンとする。)
- (ニ) 100トンを越え1,500トンに満たない場合には、1位の数字を切り捨てる。(記載例932トンの場合は930トン、935トンの場合は930トン、1,348トンの場合は1,340トンとする。)
- (ホ) 1,500トンを越える場合には、その数値以下の最も近い数値で5の倍数となるように端数を切り捨てる。(記載例1,549トンの場合は1,500トン、1,591トンの場合は1,550トンとする。)
- 9 「機関の種類及び数」には、タービン、ディーゼル、ガスタービン又はレシプロ等の機関の種類、型式及び機関の箇数を記入する。
- 10 「搭載人員」には、基本設計による搭載人員を次の各号によりそれぞれ整理して得た数値を人を単位として記入する。
- (イ) 30人を越え200人に満たない場合には、その数値以下の最も近い数値で5の倍数となるように端数を切り捨てる。
- (ロ) 200人を越える場合には、1位の数字を切り捨てる。
- 11 「作成年月日」には、第5条の規定による原簿案に関する防衛大臣の決裁年月日又は防衛大臣が特に指定した年月日を記入する。

12 「記事」には、証書の返納に係る事項のほか、引渡しに関する事項（新造艦船等に係る場合を除く。）及び証書の書換発行又は再発行の事由等を記入する。

別表第2

アメリカ合衆国から日本国政府に貸与された艦船の原簿

| 区分 | | 造船所 | 起工 | 進水 | しゅん工 | 日本国政府に引き渡された年月日 | 日本国政府に引渡された場所 |
|----|----------------|-------|-------|-------|-------|-----------------|---------------|
| | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | 番 号 | | | | | | |
| | 信号符字 | | | | | | |
| | 種 別 | | | | | | |
| | 名 称 | | | | | | |
| | 船 質 | | | | | | |
| | 全 長 | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| | 最 大 幅 | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| | 喫 水 | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| | 排 水 量 | トン | トン | トン | トン | トン | トン |
| | 機関の種類及び数 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| | 搭載人員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 合衆国の船型 | | | | | | |
| | 合衆国の名称及び(又は)種別 | | | | | | |
| | 作成年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 記 事 | | | | | | |
| 索引 | 名 称 | | | | | | |
| | 交付番号 | | | | | | |

(記載要領)

別表第1の記載要領に同じ。

別表第3

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第2項第5号に規定する事業契約により用船する自衛艦の

原簿

| 区分 | 自衛艦 | 造船所 | 起工 | 進水 | しゅん工 | 防衛省に引き渡された年月日 | 所有者 |
|----|----------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|
| | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| | 番 号 | | | | | | |
| | 信号符字 | | | | | | |
| | 種 別 | | | | | | |
| | 名 称 | | | | | | |
| | 船 質 | | | | | | |
| | 長 さ | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| | 幅 | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| | 深 さ | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル | メートル |
| | 総トン数 | トン | トン | トン | トン | トン | トン |
| | 機関の種類及び数 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| | 搭載人員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 作成年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 記 事 | | | | | | |
| 索引 | 名 称 | | | | | | |
| | 交付番号 | | | | | | |

(記載要領)

- 1 「番号」、「信号符字」、「種別」及び「名称」には、防衛大臣が定めた番号、信号符字、種別及び名称を記入する。ただし、海上幕僚長が特に信号符字を付与する必要がないと認めた場合は、PFI自衛艦に対し交付された船舶国籍証書（船舶法（明治32年法律第46号）第5条第2項の規定により交付された船舶国籍証書をいう。以下同じ。）に記載されている信号符字を記入する。
- 2 「船質」、「長さ」、「幅」、「深さ」、「総トン数」及び「機関の種類及び数」には、PFI自衛艦に対し交付された船舶国籍証書に記載されている船質、船舶法施行細則第17条ノ2第8号の長さ、船舶法施行細則第17条ノ2第9号の幅、船舶法施行細則第17条ノ2第10号の深さ、総トン数及び機関の種類及び数を記入する。
- 3 「搭載人員」は、PFI自衛艦に対し交付された船舶検査証書（船舶安全

法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定により交付された船舶検査証書（有効期間内のもの又は同法第10条第2項若しくは第3項の規定によりなお効力を有するとされたものに限る。）をいう。）に記載されている最大搭載人員を記入する。

4 「作成年月日」には、第5条の規定による原簿案に関する防衛大臣の決裁年月日又は防衛大臣が特に指定した年月日を記入する。

5 「記事」には、証書の返納に係る事項のほか、引渡しに関する事項（新造艦船に係る場合を除く。）及び証書の書換発行又は再発行の事由等を記入する。